

建築等に伴う道路後退用地の寄付のお願いと 補助制度について



建築基準法では、建築基準法第42条第2項の道路などの4m未満の狭い道路に接する土地に建物を建てるなどには、道路境界から後退して建築を行い4mの道路幅員を確保することが定められています。

川口市ではこのような狭あい道路の拡幅整備を促進し、安全で良好な市街地の形成と住宅環境の整備を図るため、4メートル未満の市道に接する敷地に建築物等を建築する際に建築主や土地所有者の方のご理解、ご協力のもと、後退用地を寄付していただき、市が既存道路の形態と同様に整備を行っています。

また、一定の要件を満たした場合に後退用地の分筆及び登記等に係る費用の一部を補助しています。

○対象となる方

下記対象道路に面した土地に建築等（建築物の建築又は敷地を造成するための擁壁の築造）を行う際に道路後退が必要となる建築主や土地所有者の方。

○対象となる道路

川口市が道路法に基づき管理する道路のうち、建築基準法第42条第2項に該当する道路又はそれと同等として認め、管理する道。

ただし、次の道路は対象外となります。

- ・都市計画法に基づく開発行為を伴うもの
- ・建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の築造を伴うもの

○補助対象経費および補助金額

補助金の対象は後退用地の調査、測量、分筆及び登記にかかる経費とする。

補助金額は補助対象金額に3分の2を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）

★注意事項

- ・補助金を受ける場合は、補助要件を満たしていただくとともに、事前に申請が必要です。申請前に分筆登記等の委託契約及び分筆登記申請を行った場合は補助対象外となりますので、事前に必ずご相談ください。
- ・補助金制度は期間を設け、予算の範囲内で行っています。市が定める道路後退用地分筆補助金実績報告書を当該年度の1月31日までに提出できる方が対象となります。また、期間前においても、予算が上限に達した場合は補助をすることができませんので、ご了承ください。
- ・建築基準法及び道路法の規定では道路の取扱いは異なることがありますので、事前に必ずご相談ください。

詳しくは

川口市建築安全課建築指導係（鳩ヶ谷庁舎5階）へお問い合わせください。

電話番号 048-242-6344